

1 特別給改定についての基本的考え方

給与勧告制度は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の労働基本権制約の代償措置として、公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とするものであり、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。

従来、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の支給割合については、例年 5 月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の 8 月からその年の 7 月までの 1 年間に民間事業所で支払われた特別給の実績を精確に把握し、これと合わせることであり、本年も当該調査結果に基づき必要があれば勧告することとなる。

2 人事院勧告の概要と背景

人事院は、本年 5 月 1 日、国家公務員について上記 1 と同様の考え方を基本としつつも、民間における本年の夏季一時金の厳しい決定状況を踏まえ、6 月期の特別給の一部を凍結する特例措置の勧告を行った。その概要は以下のとおりである。

（1）民間情勢と特別調査の実施

本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴い、公表された民間労使の資料によると、業種による相違が大きいものの、全体として、過去 20 年以上にわたって見られないほどの大幅な前年比マイナス。このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態であり、緊急にその決定状況を把握するための特別調査を実施。

【特別調査の結果】

本年 4 月 7 日から 24 日までの間、約 2,700 社を対象に本年の夏季一時金の決定状況（予定されている平均支給額等）を把握するため実施。調査結果は次のとおり。

- ・ 調査完了率は 75.6%。調査集計企業 2,017 社のうち、夏季一時金の決定済企業は 340 社（母集団に復元した企業割合：13.5%）
- ・ 決定済企業に勤務する従業員数は、全体の 19.7%。現時点では、約 8 割の従業員の夏季一時金が未定
- ・ 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、△14.9%となっているが、製造業△22.0%、非製造業△6.0%と産業別に大きなばらつき
- ・ 決定済企業の産業別従業員構成を母集団の産業別従業員構成に合わせて算出すると、対前年増減率は△13.2%

(2) 特例措置

今回の特別調査の結果をみると、民間企業における本年の夏季一時金は大きく減少することがうかがわれることから、民間の夏季一時金と公務における特別給に大きな乖離があることは適当でなく可能な限り民間の状況を公務に反映することが望ましいこと、12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があることを考慮した上、本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができないことを踏まえ、暫定的な措置として6月期の特別給の支給月数の一部を凍結することが適当。

凍結分の月数については、職員の6月期の特別給の支給月数(2.15月)に調査対象全企業従業員ベースの減少率(△13.2%)を乗じ、従業員割合で約8割の企業において本年の夏季一時金の支給額が未定である上、業種によるばらつきが大きいことを勘案して、0.20月分を凍結することが適当。その月数は、現行の6月期の期末手当および勤勉手当の構成比に従い、それぞれに配分。

この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当および勤勉手当の取扱いについては、職種別民間給与実態調査において例年どおり特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を勧告。

3 特例措置の実施

地方公務員法上、職員の給与については、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされるところと、国および他の地方公共団体の職員ならびに民間の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされているところである。

今回、人事院が特例措置を勧告するに至る要因となった景気の悪化について、北陸短観などをみると、北陸三県の業況判断は全国と同傾向を示しており、本県においても厳しい状況にあることがうかがわれる。こうした民間状況を踏まえると、国家公務員の特別給について上記の特例措置が実施され、他の多くの地方公共団体においてもこれに準じた措置がなされる見込みとなっている中で、本県職員についても同様の措置を講じる必要があるものと認められる。

また、例年の職種別民間給与実態調査の結果をみると、本県の特別給の支給割合は、ほぼ全国に近い数値で推移している。

以上のことから、本県においても、本年の職種別民間給与実態調査の結果に基づいて、例年どおり民間の年間支給割合を反映させることを基本として維持しつつ、暫定的な特例措置として、人事院勧告の内容に準じて、6月期の特別給の支給の一部を凍結することが適当である。